

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

| | |
|------------------|---|
| Title | 「亡命ドイツ法律家」アルフレッド・C・オブラー： 異文化接触としての占領期法制改革 |
| Sub Title | Alfred C. Oppler, a U.S.-nationalized expatriate German Lawyer: Japanese Legal Reform under the Allied Occupation as the Contact among Different Cultures |
| Author | 出口, 雄一(Deguchi, Yuichi) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 2009 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.1 (2009. 1), p.845- 875 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090128-0845 |

「亡命ドイツ法律家」アルフレッド・C・オプラー

——異文化接触としての占領期法制改革——

出 口 雄 一

一 序

- 二 オプラーの来日に至る経緯
 - (+) ドイツからアメリカへ
 - (-) 「亡命ドイツ法律家」として
- 三 占領期法制改革と比較法
 - (+) 大陸法と英米法
 - (-) 西洋法と「極東法」
- 四 結びに代えて——再びアメリカへ

一 序

アルフレッド・C・オプラー (Alfred Christian Oppler, 1893-1982) は、第一次世界大戦後の占領下の我が国において、連合国最高司令官総司令部 (General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers,

GHQ(SCAP) の民政局 (Government Section, GS) 及び法務局 (Legal Section, LS) の一員として、広範な法制改革に深く携わった人物である。オブラーの占領期法制改革への寄与については、その回顧録『日本占領と法制改革』(内藤頼博監修／納谷廣美・高地茂世訳、日本評論社、一九九〇年)において概説的に記述され⁽²⁾、また、各法領域において進められている「戦後改革」研究の中でもしばしば言及されるところである。⁽³⁾

占領期法制改革においてオブラーが果たした重要な役割は、「占領管理体制」という極めて特異な権力状況下であつたにもかかわらず、占領者であるGHQ側と被占領者である日本側の「十分かつ自由な討論」による「協調的努力」によって「改革」を実施しようとしたことに求められよう。このようなオブラーの姿勢は、無論、合意によらない「改革」は占領終結後まで持続し得ない、という実際的な目的に導かれたものではある。⁽⁶⁾しかしオブラーが、占領期法制改革に臨むにあたつて、かなり早い段階で「日本の法体系がコモン・ローではなく大陸法に基いている」という認識を示し、「アングロ・サクソンの法体系が大陸法のものよりも優れていると考えがちな傾向」を戒め、「全法体系の変換は、徐々にしか行うことが出来ない」と注意を喚起していることには、やはり注目すべきであろう。⁽⁷⁾占領期法制改革における「アメリカ法の大量継受」につき「その摂取の態度は本質的には比較法的自覚の上に立っていた」という分析が可能であるならば、オブラーが示した優れて比較法的な認識は、この「自覚」を被占領者が占領者と共有する上で、極めて有効な回路として機能したものと考えられる。⁽⁸⁾このことはおそらく、占領期法制改革においては、占領者・被占領者の双方にとつて幸運なことであった。⁽¹⁰⁾しかし、オブラーのこのような「比較法的差異」の認識は、彼自身の言葉を借りるならば「地球の三つの部分、すなわちドイツ、アメリカそして日本において奇妙な浮き沈みを伴つた私の波瀾に満ちた人生」そのものによつて形成されたものであつたのである。⁽¹¹⁾本稿は、オブラーの旧蔵史料を用いながら、その「波瀾に満ちた人生」について、主として比較法的観点から興味深いトピックを取り上げ、素描を試みるものである。⁽¹²⁾

二 オブラーの来日に至る経緯

(一) ドイツからアメリカへ

アメリカ亡命に至るまでの期間のオブラーについては、回顧録においても簡単に触れられているが、亡命直後に執筆されたものと思われる「一九三三年一月三〇日以前と以後のドイツにおける私の人生」と題する文章において、その詳細を知ることが出来る。⁽¹⁴⁾言うまでもなく、一九三三年一月三〇日はヒトラー政権が成立した象徴的な日付であり、この日を境に、ユダヤ系の祖父母を持つオブラーの人生は「波瀾に満ちた」ものにならざるを得なかつたのである。⁽¹⁵⁾

オブラーは一八九三年、当時はドイツ領であったエルザス・ロートリンゲン（アルザス・ロレーヌ）の小都市ディーデンホーフェン（Diedenhofen）（現在のティオンヴィル（Thionville））に生まれているが、このことは、その後のオブラーの人生に少なからぬ影響を与えていた。オブラーは、少年時代の同級生の大部分は、フランスとドイツの文化を一体化させた「生粹のアルザス人（Alsaciens pur sang）」であり、そのことが彼らの人格を魅力的なものにしていたこと、また、この西部国境地域は「ドイツの他の地域と異なり、快い民主主義的精神が支配して」いたため、若い世代は「ドイツとフランスの間の差異」について、「ほとんど敵の言葉と感じていなかつた」と述べている。⁽¹⁶⁾第一次世界大戦の後、アルザス・ロレーヌがフランス領となつた際にオブラー一家はベルリンへと移ることを選択したが、ユダヤ人弾圧が激しくなり、移住先について検討するのが不可避となつた際、オブラーは「フランス語及びフランス文化へのこだわり」から、フランスへと逃れることをまず検討した。⁽¹⁷⁾しかし、皮肉なことに、フランスへの移住、すなわち故郷への帰還が叶わなかつたオブラーは、まさにアルザス・ロレー

ヌ出身であり、アメリカが定めていた「出身国別移民割当」においてフランス国籍者として扱われたことで、からくもドイツ国外へ逃れることができたのである。⁽¹⁸⁾

さて、ミュンヘン・フライブルク・ベルリン・シュトラースブルクの各大学で法学を学び、一九二二年に判事補資格を得たオプラーは、一九二三年一月からプロイセン州大蔵省の臨時職としてワイマール共和国とホーベンツォレルン家の間の財務処理を担当し、一九二七年からはプロイセン州上級行政裁判所の臨時職となり、更に同参事官職を経て、一九三一年一〇月に「私の職業上の経歴の最上位」である、ベルリンの最高行政裁判所の陪席判事となり、翌年には最高懲戒裁判所の副長官に任命された。⁽¹⁹⁾しかし、一九三三年にヒトラー政権が成立する前後から、医師や商人に加えてユダヤ系法律家への迫害が始まり、同年四月に制定された「職業官吏再建法」により、裁判官を含む公務員の排除が本格的に開始された。⁽²⁰⁾オプラーはこのような状況下でも「気持ちの上で常に、赤い法服を着用して臨む会議を真実のものと考えていた」が、最高行政裁判所において懲戒裁判所の会合が持たれ、その会合に長官代理として望んだ際に、「裁判所の建物に「ユダヤ人立ち入り禁止」という「友好的」な言葉が書き留められているのを目にするに至つて、六月に懲戒裁判所の職を辞することを願い出、結局その後、裁判官としての職そのものを辞して、同年のうちにケルンに移ることを選ばざるを得なかつた。⁽²¹⁾オプラーはこの時の様子を、以下のように述べている。

私自身、裁判官の職を辞すこと極めて心が重くなつた。私の異動が公にされた日、朴訥な裁判所補助員が善意の提案を行つた。私の法服を、別の誰か、あるいは私の後任に売却してはどうかというのである。「否」と私は叫んだ。「私は法服と離れることはしない。私は、将来いつかこれを身につけることを確信している」からであつた。實際には、この良き時代の記念品は、私の妻が私を追つてアメリカにやつて来た際携えてきた、ごくわずかの品物の一部となつた。⁽²²⁾

同年一〇月にベルリンを離れたオブラーは、ケルンの地方公務員となつたが、一九三五年九月に制定された所謂「ニユルンベルク法」の影響で、一九三六年四月にはケルンを離れて⁽²³⁾いる。そして一九三八年一一月の「水晶の夜」事件の衝撃によつて、亡命を決断することとなつたのである。⁽²⁴⁾

〔二〕「亡命ドイツ法律家」として

いよいよ亡命が避けられない状況となり、また上述したように、当初希望していたフランスへの移住が叶わないと知つたオブラーは、伯母にあたるヒューゴー・ミュンスターベルグ (Hugo Münsterberg) の未亡人が住んでいるアメリカへの移住の可能性を考え始める。しかし、その際オブラーの念頭に浮かんだのは、以下のような疑問であつた。

しかし、私は学校で英語を学んでいなかつたため、以下のことを何度も自問自答しなければならなかつた。すなわち、その国の言葉に熟練してさえいないドイツ人の法律家が、合衆国において何をなすべきなのだろうかと。……これらの、優柔不断と絶え間ない葛藤の日々が、最もひどい時期であつた。⁽²⁵⁾

アメリカへの亡命を決断し、一九三九年三月にニューヨークに到着した時、オブラーは四六歳であつた。マサチューセッツ州ブルックリンのミュンスターベルグ夫人宅に身を寄せたオブラーは、移民に対し無料で開講されていた英語のレッスンを受けながら、店員、飲食店、そして大学での職を探したが、全て無駄に終わつた。⁽²⁶⁾しかしオブラーは、偶然ジユスティヌ・F・カーショウ (Justine F. Kershaw) 夫人の知己を得、半年間、その庇護を受けることが出来た。この「奇跡」について、オブラーは晩年になつて、幾分感傷的に回顧している。オブラーが、亡命者のための活動に携わつていた女性から雑役夫の口を紹介され、戸惑いながらも一人の老婦人の下を訪れた際、以下のようなやり取りが交わされたのである。

私は、彼女達と共に過ごせることを嬉しく思うが、自分が仕事に向いていないのではないかと正直に話した。「私は不器用で、私の妻はいつも、植えた花と雑草の区別がつかないと私のことをからかつたのです」と私は説明した。老婦人達は、この不可思議な求職者に困惑したように見え、若い方の婦人が私にこう問い合わせた。「それでは、あなたはドイツでなにをなさっていたのですか?」「私はベルリンで、最高行政裁判所の裁判官をしていました。」

長い沈黙が続いた。私は、彼女達の目に同情の涙があふれるのを見た。最後に、私に質問した婦人が述べた。「ええ、私達はちゃんとした庭師を探した方が良いと思いますし、あなたは、ご自身の経験に合ったお仕事を見つけるべきでしょう。」その後、彼女はこう付け加えた。「でもおそらく、私達はお役に立てます!」彼女は電話に向かい、私が理解できない話をした。電話の相手「カーショウ夫人」が後に思い返したところによると、それは以下のようない内容だった。

「庭師の少年のある? ニューハンプシャーで一人、探しているのだけれど。」

「ええ、一人いるわ。私に出来ることを教えてちょうだい。」

「ええ、庭師の代わりに、ドイツの裁判官が一人入用ではない?」

「ええ、その方と会わせて頂戴!」

その日の内にカーショウ夫人宅に招かれたオブラーは、オーストリア系のマサチューセッツ大学教授からドイツ語で学歴及び職歴を、統いてハーバード大学教授からフランス語で同様のことを尋ねられた後、請われるままにピアノを演奏して「試験に合格した」旨を告げられた⁽²⁸⁾。こうして、ニューハンプシャー州マールボロのメリーワッドにあるカーショウ夫人の別荘に招かれたオブラーは、夏頃には彼女の蔵書の整理と手紙の口述を月六〇〇ドルで任されるに至り、同年一二月にはドイツから妻と娘をアメリカに迎えることが出来た⁽²⁹⁾。

さて、その後オブラーは、ボストンのベルリツツスクールでのドイツ語教師を経て、一九四〇年にハーバードのリッタウアー行政学校 (Littauer School of Public Administration) に住み込みでコンサルタントの職を得、以降、ハーバード大学で様々な仕事に就いたが、同大学に設置された民政訓練学校 (Civil Affairs Training School, CATS)

及び陸軍特別訓練プログラム (Army Special Teaching Program, ASTP) において「ドイツの政治的・法的・文化的諸制度」についての教鞭を執った際の「最初の講義のためのノート」を、以下のようなフレーズで始めている
「⁽³¹⁾」ことは注目されよう。

皆さんは、一時間以内でドイツ法を包括的に取り扱うという私のテーマが、全く問題外である」とを理解されるでしょう。私が試みようとするのは、ドイツ法のいくつかの重要な側面を極めて大まかな線に沿って素描する」とであり、
とりわけ、アングロ・アメリカ法と異なるその特徴を指摘することです。⁽³²⁾

「⁽³³⁾」には、大陸法文化圏からやって来たオプラーが、英米法文化圏であるアメリカにおいて構築していくた
「比較法的差異」の認識を明瞭に見て取ることが出来よう。オプラーのこの認識は、本稿の冒頭において言及し
たように、占領期法制改革におけるアメリカ法継承を「自覺的」たらしめる、極めて重要な要素となることとな
つた。

ところが、この時期ヨーロッパからアメリカに渡ってきた人々の中からは、マックス・ラインシュタイン
(Max Rheinstein) やルドルフ・B・シュレーディンガー (Rudolf B. Schlesinger)、更に、後に言及するアルベルト・A・エーレンツヴァイク (Albert A. Ehrenzweig) 等、後の比較法学の発展に大きく寄与することになる、
著名な「亡命ドイツ法学者」が数多く輩出されている。彼らの見聞もまた、大陸法と英米法の間の「比較法的差
異」の認識によって育まれたものと理解することが出来よう。しかし、この「比較法的差異」は、多くの「亡命
ドイツ法律家」にとって、プラスに働く要因とは限らなかつたことには、注意すべきである。

一九三〇～四〇年代において、ヨーロッパ大陸からアメリカへと多くの人々が逃れたが、その中には、その後
のアメリカ文化に大きな影響を与える」ととなる「知識人移民」がかなりの割合で含まれていたことは、良く知

られている⁽³⁴⁾。一九四四年に組織された「近時のヨーロッパからの移民」について調査を行った委員会の報告によると、一九三三年から四四年の間に、少なく見積もつても一八〇〇名から二〇〇〇名程度の法律家がアメリカに亡命したとされている。⁽³⁵⁾さまざまな要因でこの時期アメリカにやって来た「亡命ドイツ法律家」のその後の経歴は極めて多様であるが、その際に問題となつたのは、言語の違いは勿論であるが、何よりも法が「音楽や数学とは異なり、国際的な語彙を備え」ていないことであった。すなわち、「比較法及び国際法を専門にしていれる少數の例外」を除き、「実際に外国で法律家を続けることの出来る可能性は排除される」のである。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾アメリカでは、亡命法律家に対する支援機関が一九三八年に設置され、弁護士資格試験の訓練の援助を行つたが、「その年齢を超えると、再訓練後のチャンスは僅かである」という理由で、その対象を三五歳以下の男女に限つており、援助を受けたのは計二八名に留まつた。⁽³⁸⁾なお、報告書の作成にあたつて委員会が行つた調査に回答を寄せた三一名の亡命法律家の職業の内訳は、「アメリカ国内で法律家を続けている者が一九名、同じく一九名が教授や教員となつてゐるに過ぎず、最も多くの割合を占めていたのは「簿記係、販売員、その他の事務職員」の計一二三名であつた」という。⁽³⁹⁾後に見るように、オプラーの「比較法的差異」の認識も、亡命先であるアメリカにおいてはほとんど生かされなかつたのである。⁽⁴⁰⁾

三 占領期法制改革と比較法

(一) 大陸法と英米法

オプラーは一九四四年四月に对外経済局 (Foreign Economic Administration, FEA) に入り、ドイツ及びフランスに関する研究等を行つていたが、日本がポツダム宣言を受諾して第二次世界大戦が終結したのを受けて、对外

経済局は一九四五年九月二七日に廃止され、国務省へと移管された⁽⁴²⁾。オブラーに日本への配属が打診されたのはそのしばらく後であつたと考えられるが、その赴任に大きく関わったのは、当時GHQの民政局行政係（Public Administration Branch）の係長であった、チャールズ・L・ケーディス（Charles L. Kades）であった⁽⁴³⁾。ケーディスは後年のインタビューにおいて「日本の法制はヨーロッパ大陸法系なのであるから、日本の法制改革のためGHQには大陸法の専門家が必要だと早い時期から意識して」おり、「実際に大陸法の専門家を民政局に招聘すべきだ」と要請したのは自分であり、「ワシントンDCの陸軍省に電報を書いて、民間人の人事部局で、大陸法に造詣の深い民間人を雇つてGHQに赴任させて欲しいと要請した」と述べている。同年一二月二六日の民政局の機構改革案を示す文書において、「長期の計画」を行う計画グループ（Planning Group）のスタッフに、既にオブラーの名前が見えている⁽⁴⁴⁾ことから、これまでには上記の「大陸法に造詣の深い民間人」の派遣要請が行われていたことになるが、日本占領開始直後に、既にこのような「比較法的差異」の認識が示されていたことは、注目すべきである⁽⁴⁵⁾。

オブラーは一九四六年一月末にアメリカを離れ、GHQの民政局に同年二月二三日に配属された。この時民政局は、マッカーサー草案の起草という「最も劇的な仕事をなしとげたところ」であり、オブラーは「この冒險的で驚くべき仕事には参加しなかつた」ものの、その後から開始された広範な法制改革において、中心的な役割を果たすことになる。このことは、憲法草案の起草を担つたことにより、民政局がGHQにおいて政治主体としての地位を確立したことの反映でもあつた⁽⁴⁶⁾。日本政府は、三月六日の憲法改正草案要綱の発表後、直ちに憲法附属法の整備のための組織作りに着手し、同年七月に臨時法制調査会が設置されるに至つては⁽⁴⁷⁾、オブラーはこの間、三月二八日の細野長良大審院長との会談を皮切りに、積極的に日本側関係者と接触を図つてゐる。その対話の中で、例えば細野が「日本における民事及び刑事手続は、全般的にドイツの制度に基づいている」と述

べ、「日本ではまだ十分に理解されていないアングロ・サクソンの制度をそのまま導入することは誤っている」との見解を表明し⁽⁵¹⁾、オブラーが直ちに「私達が大変多くの点で意見が合う」との認識を示したことは⁽⁵²⁾、ケーディスが「大陸法の専門家」を日本に招聘した意図からすれば、いわば必然の結果であった。臨時法制調査会の設置に併せて、民政局側で司法関係を管轄する第三部会の担当となつたオブラーは、同年一一月に新設された法務課（Legal Division）の課長に任せられ、その後、翌年四月の法務課の司法法制課（Court and Law Division）への改組を経て、一九四八年五月に司法法制課が法務局（Legal Section）に移管されるまで、法制改革の中核的役割を果たすこととなる。オブラーは、その大陸法の知見に基いた「比較法的差異」の認識を活用して、占領下におけるアメリカ法の継承を担うこととなつたのである。⁽⁵³⁾

ところでオブラーは、日本における法制改革に関して「連合国占領下における日本の法制度及び司法制度の改革」と題する論文を、一九四九年八月号の『ワシントン・ロー・レビュー』誌に発表している⁽⁵⁴⁾。この論文は、オブラーが関与した占領期法制改革に対しての簡潔な要約であると共に、オブラー自身の改革に臨むスタンスをも示したものであるが、この論文の公表は、本稿の問題関心にとって興味深い、二つの反応を引き起^こしている。

その第一は、前章において言及した「亡命ドイツ法学者」の一人である、アルベルト・A・エーレンツヴァイクからの反応である。エーレンツヴァイクは、オブラーの論文が公表された直後、同年九月二〇日付で、以下のような書簡をオブラーに送つている。

私は最近、カリフォルニア大学バークレー校教授に任命され、幾つかの講義の一つとして、比較法の講義を担当することになりました。私はいつも、我々の法学教育が極東法（the laws of the Far East）を無視しているというところに、大変なギャップを感じております。『ワシントン・ロー・レビュー』最新号の、日本の法制改革に関するあなたの論文は、このギャップを見事に埋めるものであります。私は、大いなる期待とともに、民事手続においても進められている

であろう——と私は理解しているのですが——法制改革の結果を楽しみにしております。この領域が、アメリカ法がモデルとして用いられるのが難しい領域であることには、あなたも必ず同意して下さることと存じます。この国に来る前、私はオーストリアにおいて民事裁判官を務めておりましたが、この国の民事手続とオーストリアの民事手続を比較すると、この場合については、大陸法はアメリカ法よりも極めて優れていると言わざるを得ません。そのため私は、あなたがどのように改革における問題を解決したのかという点に、大変関心があるのです。

私は、次学期に比較法学についての講義を行うことになつており、是非、あなたの論文を、私のクラスの必読文献にしたいと思います。我々の「大学の」書店において、学生に有償で配布するために、二〇部ないし三〇部の抜刷を入手することは出来ますでしょうか？　ご助言をいただけましたら幸いです。⁽⁵⁶⁾

この書簡に明瞭に看取されるのは、大陸法における実務経験⁽⁵⁷⁾を素地としたアメリカ法との「比較法的差異」の認識である。オブラーが上掲論文において示している、占領期法制改革についての以下のような基本方針も、まさにこのようないくつかの「比較法的認識」に基いたものであった。

この改革作業に対する監督を委ねられていた占領側の法律家は、熱心のあまり、日本の大陸法 (the continental law of Japan) にアングロ・サクソンの法制度の恩恵 (the blessings of Angro-Saxon legal institutions) を押し付けないよう、用心しなければならなかつた。これらの「アングロ・サクソンの」法制度が、本国においていかにその卓越性が証明されていたとしても、それらを採用するにあたつては、それらがこの「日本の」異なるシステムに適合するかどうかを慎重に吟味する必要があつた。⁽⁵⁸⁾

ところで、エーレンソヴァイクが関心を表明している民事手続法は、「いわゆる六法の中で、占領中にアメリカ法の影響の一一番少なかつた」領域であり、そこで生じたのは「手続法プロパーの面における非常に微弱かつ表現的な摂取」であつたとされる⁽⁵⁹⁾。しかし、オブラーは後年「ドイツでの経験に感謝しており、かつ、審理において

真実を発見するための裁判所の努力に対してある種の共感を抱いていたにもかかわらず、厳格に糾問的な日本の制度、とりわけ民事訴訟手続に対しても批判的であった」と回顧している。⁽⁶⁰⁾ この点は、アメリカ法の「一番影響の大きかった領域」である刑事手続法に関して、オプラードが「刑事訴訟に関する限りではあるが、確かに私はこの大陸型に賛成する傾向を持っている」と回顧しているのと好対照をなしている。⁽⁶¹⁾ このことは、上述のような「比較法的認識」に導かれるべき占領期法制改革が、当然のことではあるが、そもそも「諸法律を新憲法の諸原理と調和させる (bring the laws into harmony with the new constitutional principles)」ことを大前提としていたことを示していよう。⁽⁶²⁾ 民事手続法の改革が少なかったのは、エーレンツヴァイクが示していたような、民事手続法に関する大陸法のアメリカ法に対する優越の認識をオプラードが共有していたためではなく、オプラード自身が述べているように、刑事手続法と異なり、その改革が端的に「新憲法によって直接的に要求されなかつた」ためだつたのである。⁽⁶³⁾

さて、エーレンツヴァイクの書簡に接したオプラードは、直ちにワシントン大学に対して、カリフォルニア大学に自分の論文の抜刷三〇部を送付するよう依頼している。⁽⁶⁴⁾ 以下は、エーレンツヴァイクからの礼状を兼ねた、同年一〇月一一日付のオプラードへの返信である。

ワシントン大学から受け取りました抜刷につきまして、そして、あなたからいただいた一九四九年一〇月七日付の親切なご書信につきまして、感謝申し上げます。あなたの計画と、あなたの同僚の方々のお仕事は、私がもう少し日本法について知つてさえいたならば、自分の比較法の講義を完全に組み替えて、日本法についての講義に変更したくなる「程に興味深い」ものです。私は、日本法の大部分は、表面的に大陸法に基いているだけであり (only seemingly based on the Civil Law)、その理解のために、大陸法の知見以上に多くのものが必要となるのではないかと思つております。そのため私は、テーマに関する文献をより完全に学ぶまで、少し待たなくてはならないと感じております。

あなたの魅力的な計画に関して、私に何か出来ることはあるでしょうか？この国には、実務家及び教師として (as practitioners and teachers)、アメリカ法とヨーロッパ法の双方の訓練を受けた者はそれほど多いわけではありません。そのため私は、それが役立つように思われるのであれば、どのような稀な状況 (rare situations) においても、貢献を行わなければならないようある種の義務を感じるのです。そのため、私が何かのお役に立てそうな時は、いつでもお知らせください」というふうにお願い致します。⁽⁶⁸⁾

民政局においてオブラーとその同僚たちが行つた法制改革は、確かに、エーレンツヴァイクの知見が役立つような「稀な状況」であったと思われる。しかし、オブラーの課が法務局に移管された段階で、このような認識を必要とするような立法作業はほとんど残つていなかつた。⁽⁶⁹⁾むしろ、そこで際立つのは、「アメリカ法とヨーロッパ法」、すなわち、大陸法と英米法の双方において「実務家及び教師として」の経験を持ち、アメリカにおいて「比較法、国際私法の第一人者」となつた「亡命ドイツ法学者」のエーレンツヴァイクと、大陸法の下での実務の経験を持つにとどまる「亡命ドイツ法律家」のオブラーの間の差異である。この点については、本稿の最後に再論論することとしたいた。

〔二〕 西洋法と「極東法」

さて、上掲のエーレンツヴァイクの二通目の書簡においては、日本法と大陸法の関係について、その影響は「表面的」なものなのではないか、という理解が示されていた。この点と関連して、オブラーの論文に対する注目すべき二つの反応として、比較法学者のルネ・ダヴィード (René David)⁽⁷⁰⁾ のものを取り上げる」としたい。すなわちダヴィードは、一九五一年二月一八日付でオブラーに以下のような仮文の書簡を送り、日本において行われている法制改革についての資料の提供を求めているのである。

『比較法國際雑誌』のために私が書いたあなたの論文の書評を、あなたにお送りします。私は、この書評が読者の関心を強く喚起することを確致しております。

もしもあなたが、英語にせよ日本語にせよ、近い将来の日本法に関する文書（*des documents*）を私にお送りいただくなことをお考えいただければ、大変有難く存じます。以下の住所にお送りいただきのが最も便宜であります。パリ第五区パンテオン広場一二番、比較法研究所です。私は、明日にでもあなたご自身がパリにいらっしゃって、あなたが私とパリでお話しすることができますと期待しております。

あなたとニューヨークでお目にかかる機会があれば、大変嬉しく存じます。⁽⁷²⁾

オプラーはダヴィードのこの照会に対し、オプラーは三月二三日付の返信において、ダヴィードの関心について感謝を述べ、書評の掲載が極めて光榮であることを伝えたうえで、資料について以下のように述べている。

日本における法制改革についての資料に関するあなたのご希望に応じる前に、私はあなたの計画についてもう少し知りたく思います。というのは、勿論、資料の多さという問題があるからです。あなたが特に関心を抱いているのは、民法や刑法、刑事訴訟法、裁判所法等の新法典のテキストでしょうか、あるいは、犯罪に関する月毎の統計、日本法に関して論評を行っている論文、もしくは、これら全てについてでしょうか？⁽⁷³⁾

オプラーは、自分の課が作成している資料や、自らの講演記録が掲載されている英文紙などに言及し、次いで、以下のように述べる。

あなたにお会い出来るならば大変嬉しいますが、しばらくの間あなたとお話しする機会がないことは大変残念です。私の比較的な経験を豊かにするだけでなく、「光の都（“la ville de lumiere”）」を楽しむにも、パリに赴く以上のこととは無いと思うのですが。

〔書簡において〕英語を用いたことをどうぞお許しください。一五年前には、私はあなたの方の美しい言葉にもつと堪

能だったのですが、不運なことに、訓練を行わなかつたためにフランス語をほとんど忘れてしました。パリに赴く今一つの理由です！⁽⁷⁴⁾

オブラーへの書簡で言及され、おそらくその原稿も同封されていたダヴィードの書評は、『比較法國際雑誌』の一九五一年四～六月号に掲載された。⁽⁷⁵⁾ ダヴィードは、英文三〇頁強のオブラーの論文を仏文四頁に手際よく要約しているが、その要約におけるウェイトの置き方には、ダヴィード自身の比較法的関心が色濃く反映している。例えばダヴィードは以下のように述べる。

オブラー氏はまず、その論稿において、その仕事を導いた考え方を明らかにしている。それは、法制改革によつて、民主主義と国際協力の精神を日本に創出する仕事であつたが、それは常に日本の伝統の道徳的価値 (valeur morale la tradition japonaise) を尊重したものであつた。⁽⁷⁶⁾

確かにオブラーも「日本では、慣習と伝統 (convention and tradition) が主要な役割を演じる」という事實をわれわれは念頭におかなければならぬ」と旨を述べている。⁽⁷⁷⁾ しかし、本稿において再三強調しているように、オブラーが示しているのは、まず何よりも、以下に引用するような大陸法と英米法との間の「比較法的差異」の認識であり、継受された大陸法が歴史的に変容を被りながら、日本法が形成されてきたという理解だつたのである。

占領下における法制度の改革は、日本の法制度が基礎づけられている次の二つの要素を考慮に入れなければならないかった。すなわち、(1) その大陸的性格 (continental character)、(2) 慣習と伝統の力 (the strength of customs and traditions) である。……改革を計画した人々は、日本の「日本法の」システムが、実際に適用されるうちに、固有の慣習 (native custom) の影響によつて、母法國〔大陸法國〕において発達してきたものから見ても、相当な変容を被つてゐるという事實を見失つてはならなかつた。⁽⁷⁸⁾

更に興味深いのは、刑事訴訟法の制定過程におけるGHQ側と日本側の交渉において取られた手法について、ダヴィードがかなりの分量を割いて紹介しているのである。

話し合いは暖かい雰囲気の中で行われ、後には少しづつ衝突が解消されるようになった。交渉の過程では、極東の和解と妥協の精神 (*l'esprit de conciliation et de compromis extrême-oriental*) が大きな助けとなつた。オブラー氏は、極めて興味深い考察を行つてゐる。すなわち、対立が生じた際、日本人に対して、投票を実施するという民主主義的規範を仕向けることは出来なかつた。投票では、少数派は多数派に屈服することになる。日本人は本質的に、少数派が面子を失う恐れがあるのである。⁽⁷⁹⁾

周知のように、ダヴィードは一九五〇年の『比較民法入門 (Traité élémentaire de droit civil comparé)』において世界の五大法系を分類したが、日本法については中国法に付隨する形で簡単に言及すことに留めていた。しかし、一九六四年の『現代の大法系 (Les grands systèmes de droit contemporains)』においては、世界の法を四つの法族に分類し、そのうちの「哲学的・宗教的制度」に「極東法」を位置づけ、その中で中国法と並んで日本法を取り上げている。ダヴィードはこの中で占領期法制改革についても言及し、「一九四五以降、アングロ・アメリカの影響がローマ法の影響に加わり、これと競い合つようになつた」が、「ハ)の西洋的な外観 (façade) の裏で、日本がどの程度根本的な変容を被り、西洋において知られているような正義と法／権利の觀念 (l'idée de justice et de droit) を受け入れているのか」という疑問は、手付かずのまま残つてゐる⁽⁸⁰⁾としているのである。

ふつらで、ダヴィードの「極東法」の叙述は、一九六二年度から六三年度にかけてパリ大学で行なわれた、野田良之による日本法入門の講義に大きく依拠しているが、その野田自身は後に、ダヴィードの『現代の大法系』の記述を引用しながら、「わが国の国家法は、明治維新を境として、構造的には伝統的な固有法とは全く異なる西欧法、

特にそのうちで、ルネ・ダヴィド教授が“*système romano-germanique*”と規定される法系に系譜的に連なつてゐることについて疑いをもつしはむものはあるまい」が、「國家法のみならず生活規範の全体を包摂する意味」での「生きて働いてる日本法」は、「機能面において見るかぎり、それは西欧法とはかなり違った性格のものである」と述べている。⁽⁸³⁾ この「生きて働いてる日本法」への関心は、無論「自覺的攝取」の時代の始まりと共に胚胎していたが、その「性格を科学的に解明し、それに対しても明確な立場をとることがわが国の法学者の課題として自覺された」のは、「にわかにクローズ・アップされた英米法を前にして、わが国におけるいわば第二次外国法継受が遂行されていた頃」、すなわち、第二次世界大戦のことであつたのである。⁽⁸⁴⁾

オブラーは「日本は、長い間ドイツ民法の娘法であつたであろうが、今や、コモン・ローの法圏に嫁がせる段階に立ち至つてるのであろうか」といった理解には、その「比較法的差異」の認識から有効に反駁し得たである⁽⁸⁵⁾。しかし、ダヴィドからの占領期法制改革に関する素材の照会に対して「新法典のテキスト」や「犯罪に関する月毎の統計」、「日本法に関して論評を行つてゐる論文」を挙げてゐることが端的に示しているように、オブラーの関心はもつぱら国家制定法に向いており、エーレンツヴァイクがその書簡において「示し、また後にダヴィドが野田と共有することになるような「生きて働いてる日本法」にまでその「比較法的差異」の枠組みを拡張することは、おそらく困難であった。例えばオブラーは、一九七五年のインタビューで「現在でも、日本の刑事訴訟法が、糾問主義に向かうか、彈劾主義に向かうかは、開かれたままに残されているのです」と述べているが、まさにこの時期、日本の刑事訴訟法学界において議論されていたのが、刑事司法の運用に明らかに看取される「日本的特色」についてであつたのは、この意味で極めて象徴的である。⁽⁸⁶⁾

四 結びに代えて——再びアメリカへ

オブラーの「比較法的差異」の認識は、占領期法制改革において既存の日本法を「新憲法の諸原理と調和させる」ために必要とされたものであり、その過程においては極めて有用であった。しかし、エーレンツヴァイクやダヴィードと書簡を交わしていたころ、オブラーの日本での役割は既に終わろうとしていた。占領の終結を目前に控え、オブラーは再び「亡命ドイツ法律家」としての困難に直面することになった。

一九五〇年九月二七日から一一月一八日の約七週間に亘って、田中耕太郎最高裁判所長官、真野毅最高裁判事、穗積重遠最高裁判事、石坂修一東京高裁判事、樋口勝東京高裁判事、岸盛一東京高裁判事の六名から成る使節団がアメリカを訪問した⁽⁸⁹⁾。オブラーはこの使節団に随行したことを「自分の役人生活で最も感銘的な行事の一つ」と回顧しているが、この使節団の訪米計画の策定には、アメリカで弁護士として活躍していたケーディスをはじめ、既に帰国していた元GHQスタッフが大きく関わっていた⁽⁹⁰⁾。その準備にあたつて、オブラーはケーディスに對して以下のように書き送っている。

私は、GHQにおいて極めて本質的な力の減少が生じると考えています。軍事及び安全保障の目的が優勢になつております。改革と民主化の側面は後景に退かざるを得ないのです。私は、なんとかして別の仕事を探す時だと感じています。

私は、私のような変化に富んだ経験を持つ人材は、経済協力局 (Economic Cooperation Administration, ECA) と同じく、国務省においても何らかの役に立つと考えています。……勿論、私は合衆国における仕事に特に関心を抱いていますが、それが難しいことは知っています。経済協力局について考えるならば、私はフランス語を話し、理解することができますので、私にとつて都合が良い土地はフランスです。私はまた、ドイツを除いて、ヨーロッパの他の国も視野

に入っています。もし、何らかの機会に、私向きの欠員があることを知った際、あなたが出来ることをしていただければ、大変有難く思います。これらのこととは純粹に個人的なもので、内密に願います。⁽⁹¹⁾

ワシントンDCにおける約一週間の滞在の間、一〇月一九日にケーデイスはオブラーを国務省法律顧問のエイドリアン・フィッシャー (Adrian Fisher) に紹介している。オブラーはフィッシャーと何度も昼食を共にし、二七日には国務省副法律顧問のコンラッド・E・スノー (Conrad E. Snow) と知り合った。オブラーは回顧録に、フィッシャーが「使節団に大きな関心を持っていた」と記しているが、日本に帰つた後、ケーデイスに書き送つた以下の書簡に、オブラーの意図を明瞭に読み取ることが出来る。

あなたが彼〔フィッシャー〕に私を紹介して下さったことを、本当に感謝しています。他にも何人かの重要な人物と一緒にペントAGONにおいて——会いましたが、会談によつて、私は、良い仕事を見つけることが不可能ではないとしても、極めて難しいことを感じました。他方、他の仕事についての確実な見込みを得ること無く、今の地位を離れて合衆国に戻ることは、大変な決断となりましよう。私たちには家も家具も無く、私たちを助けてくれる人もいないですから、私が日本で稼ぐことの出来た数千ドルは、無職のまま過ごす数ヶ月で無くなつてしまつでしょう。いずれにせよ、私は遅かれ早かれ〔今の地位を〕離れなければならないことを理解していますが、全ての状況を勘案して、今それを行うべきかどうか考えて います。しかしながら、私はまだ心を決めかねています。⁽⁹²⁾

「亡命ドイツ法律家」のオブラーにとつて、占領が終わつてからの新たな仕事を見つける材料は、ここでもその「波瀾に満ちた人生」そのものであつた。オブラーはワシントンで知り合つたフィッシャーとスノーに対しても、合衆国における仕事がないかどうか照会を行つてゐるが、そこで述べられている自らの「有用性」は、「ヨーロ

ツバ、アメリカ、そしてアジアの三つの異なった大陸における私の特異な経験 (my unusual experience) であったのである。⁽⁹⁴⁾この時期オブラーは、国務省関係者に限らず、さまざまな人物に職の斡旋を依頼しているが、本稿の関心から興味深いのは、一九五一年二月に、オハイオ州立大学において「極東研究のための大学院 (Graduate School for Far Eastern studies)」の設置が検討されているとの報をかつて GHQにおいて天然資源局 (Natural Resources Section, NRS) の局長であつた人物から聞き、同学の学長宛に対して行った依頼である。オブラーは、四枚に亘つて自分の経歴——そこには勿論、GHQにおける法制改革の際發揮された「比較法的差異」の認識が示されている——を記した上で、⁽⁹⁵⁾このように述べるのである。

私の⁽⁹⁶⁾の簡単な経歴の要点からお分かりになるかと存じますが、私の専門とする活動は、決して単なる法的問題 (purely legal matters) には限られないであります。私は、私自身のことを、法律家であるのと同じように、多様な国々やその文明についての社会科学者であり、観察者であると思っております。⁽⁹⁷⁾日本において、私の任務は、広範な政策決定の性質 (a broad policy-making nature) を帶びてゐるのです。

占領期法制改革は、大陸法と英米法、更に、西洋法と「極東法」という異文化法の重層的な接触の場であつた。しかし、「亡命ドイツ法律家」のオブラーは、GHQにおいてその中核的な役割を果たしたにも拘わらず、⁽⁹⁸⁾ここでは、自らの優れて比較法的な當為を「単なる法的問題」の領域へと限局しているのである。「亡命ドイツ法律者」としての地位を得ていたエーレンツヴァイク、あるいは、『比較民法入門』を公刊していたダヴィドが、この異文化接觸において「比較法学」の立場から「日本法」を語り得たことに比すと、彼らとオブラーとの懸隔は、もはや明らかであろう。結局、オブラーが亡命先であるアメリカに戻るのは、占領が終わつてから七年余りが経

過した頃に「研究職に就きうるという幻想を捨て」、定年を待たずに自ら引退を決めた一九五九年であつた。⁽⁹⁷⁾ アメリカに戻つてからも日本に深い関心を持ち続けたオブラーは、その知見を加えながら回顧録を執筆し、一九八二年四月に八九歳で死去した。記録によると、その死を悼んで五月八日にプリンストンのトリニティ・チャーチで行われた礼拝には、四人の聖職者に混じつて、ケーディスの姿があつたという。⁽⁹⁸⁾

- (1) 以下、連合国最高司令官総司令部を、単に「GHQ」と表記する。
- (2) Alfred C. Oppler, *Legal Reform in Occupied Japan: a participant looks back*, Princeton University Press, 1976. 以下、オブラーの著作からの引用は、邦訳がある場合はそれに依るが、適宜訳文の変更や原文の附記等の処理を行つてある。なお、本稿における史料引用においては、中略部分を「……」で表記した。筆者による補足は「」で示した。
- (3) 近時の研究動向については、さしあたり拙稿「戦後占領期日本の法制改革研究の現況と課題」『法制史研究』第五六号、二〇〇七年、一四八頁以下を参照されたい。
- (4) その構造に関しては、拙稿「占領目的に有害な行為」と検察官の起訴猶予裁量 占領下における刑事司法の管理と法制改革の交錯』『桐蔭法学』第一二巻第一号、二〇〇五年、及び、「憲法秩序の変動と占領管理体制」「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律』（昭和二一年法律第七二号）の制定及び改正過程を中心として』『桐蔭法学』第一四巻第二号、二〇〇八年を参照されたい。
- (5) オブラー前掲『日本占領と法制改革』、六四頁。なお、この点については、拙稿「GHQの司法改革構想から見た占領期法継受 戰後日本法史におけるアメリカ法の影響に関連して』『法学政治学論究』第四九号、二〇〇〇年に於いて若干の検討を試みた。
- (6) オブラー後掲「連合国占領下における日本の法制度および司法制度の改革」、五一頁。
- (7) 「日本政府による司法改革計画に関連して、民政局がとるべき措置」（一九四六・四・一）（古関彰一編『GHQ 民政局資料「占領改革」第一巻 憲法・司法制度』丸善、二〇〇一年所収）、九一頁以下。この覚書は、オブラー前掲『日本占領と法制改革』、六九頁以下にも引用されている。

- (8) 野田良之「日本における外国法の攝取 総論」(伊藤正巳編『岩波講座現代法 一四』岩波書店、一九六六年所収)、一七六頁。なお、この「比較法的自覺」の内実については、石谷十郎「日本法の近代化と比較法」『比較法研究』第六五号、一一〇一二年の分析が有益である。
- (9) 勿論、後述するように、GHQ側においてこのよる比較法的視角を携えていたのは、オブラーに限らない。とりわけ、オブラーの「最も価値ある助手兼助言者」(オブラー前掲『日本占領と法制改革』、五八頁)であった、トマス・L・ブレイクモア (Thomas L. Blakemore) の果たした役割は非常に大きるものであった。ブレイクモアに關しては、日米双方に残された史料を現在収集しており、その成果は別稿において明らかにしたいと考えている。
- (10) *Political Reorientation of Japan, Sept. 1945 to Sept. 1948, Report of Government Section, Supreme Commander for Allied Powers*, vol. I, Government Printing Office, 1949, p. 187. ジの報告書の第六章「司法及び法制」は、オブラーが執筆した箇所である。なお、田藤重光教授も、GHQ側にオブラーがいたことは「双方にとって仕合せなことだった」と回顧している(「刑事訴訟法の四〇年」『ジュリスト』第九三〇号、一九八九年、三頁)。
- (11) オブラー前掲『日本占領と法制改革』三頁。
- (12) 本稿では主として、 Albany 州立大学オールバニー校所蔵、M.E. Grenander Department of Special Collections and Archives, German and Jewish Intellectual Émigré Collection に含まれてゐる ALFRED C. OPLER PAPERS (GER-016) を利用した(以下のコレクションにおけるオブラーの略歴と共に、詳細な目録が閲覧可能である。<http://library.albany.edu/speccoll/find aids/ger016.htm>)。以下の引用に際しては、同コレクションにおける整理番号を附して典拠を示した。なお、史料収集における懇切な協力をいただいた Mary Osielski 氏 (Special Collections Librarian)、Sandy Hawrychak 氏 (Émigré Archivist)、及び、史料について有益な教示をいたただいた John M. Spalek 博士(ジーノ)の場を借りて深く御礼申し上げた。
- (13) オブラー前掲『日本占領と法制改革』、四頁以下。
- (14) Mein Leben in Deutschland vor und nach dem 30. Januar 1933 (GER-016-1-9) [ズム、Oppler, Mein Leben und seine Anwendung]。なお、九〇頁に及ぶこの文章は、一九四〇年にハーバード大学が主催したオッセイ・コハルト・ブルに応募するためには書かれたものである(いの点、Spalek 博士の「教示による」)。

- (15) a.a.O., S.2. 『やまでもなく、ナチス・ドイツのユダヤ政策については膨大な業績が蓄積されている。本稿においては、行謹において必要な範囲で参照するに止めざるを得なかつた。
- (16) a.a.O., S.3.
- (17) a.a.O., S.56. 後述するように、オブラーがフランス語に精通していたことは、アメリカ及び日本において生かされねりといなん。
- (18) アメリカでは、一年に受け入れる移民数の上限を定めた上で、その割当を出身国別に定めていたが、一九三八年以降ドイツからの移民希望者が急増し、一九三九年には割当数を超過することとなつた（ラウル・ビルバーグ／望田幸男他訳『ヨーロッパ・ユダヤ人の絶滅 下』柏書房、一九九七年、三三八頁以下）。
- (19) Oppler, *Mein Leben*, S.3-12.
- (20) H.-J.・ホッシャー／小岸昭記『水晶の夜 ナチ第三帝国におけるユダヤ人迫害』人文書院、一九九〇年、110頁以下。
- (21) Oppler, *Mein Leben*, S.18-23.
- (22) a.a.O., S.23.
- (23) a.a.O., S.50. ①ヨルンベルク法については、やゝあたり、栗原優『ナチズムとユダヤ人絶滅政策 ホロコーストの起源と実態』（ネルヴァ書房、一九九七年、二八頁以下）を参照。
- (24) オブラー前掲『日本占領と法制改革』、六頁。
- (25) Oppler, *Mein Leben*, S.61. 回顧録には次のように記されている。「英語を話すことなどがやあず、手先の不器用など、イツの一法律家にとって、アメリカでの生活は希望の多いものではなかつた。私は学生時代、ラテン語、ギリシャ語、フランス語を学んだが、英語は随意選択科目だったので、学んでいなかつた」（オブラー前掲『日本占領と法制改革』六頁）。
- (26) The Duchess of Stone Pond(GER-016-8-10), p.2. オブラーが最晩年（一九七八—七九年頃）に記したものと思われるが、正確な年代は不明である。なお、欄外に「Historical New Hampshire における公刊を希望する」旨の一九八二年六月付の書き込みがある。これはおそらくオブラーの死去後に娘のエレン（Ellen）により書き込まれたもの

人間われぬが、結局実現しなかつたようであ。²⁷

(27) ibid.,pp.3.

(28) ibid.,pp.5.

(29) ibid.,pp.16.

- (30) German Civil Service Before Hitler and After, I-II, *Personnel Administration*, vol.4., no.3-4, 1941 Nov-Dec (GER-016-2-2), p.8.

(31) Recommendation for the Award of Meritorious Civilian Service, 31 May 1948 (GER-016-3-17). オーラー前掲『日本占領と法制改革』、八頁。なお、民政訓練学校を含むスタッフの訓練組織に於ける、天川晃「軍政要員の訓練」『現代法学』第八号、1100五年、四五頁以下を参照されたい。

- (32) Notes for First Lecture, School for Overseas Administration (GER-016-2-13).

(33) 五十嵐清「士官子弟の法学者のアメリカ法への影響」(同『現代比較法学の諸相』信山社、110011年所収)、1四一頁以下。

(34) ローハ・ヒュルム／拙川千子・野水端穂訳『士官の現代史I・II』[二十世紀の民族移動1・2] みすず書房、一九七一年。

- (35) Maurice R. Davie, *Refugees in America, Report of the Committee for the Study of recent Immigration from Europe*, Harper & Bros. pub., New York, London, 1947, p.287. ヒュルムによると、りれいの人々には「移民」「士官」「流浪」「追放」等の様々な態様があり、一様には言ふ尽へやないが、(ヒュルム前掲『亡命の現代史I』一八頁)。本稿では、上掲の五十嵐論文で用ひられた訳語と平仄を合わせ、「士官子弟の法律家／法学者」と表記した。なおヒュルムは、「知的職業人」は彼女の定義する「知識人」ではなくした上で「誰を法律家と呼ぶか」の定義があつまつであり、国によつても異なるので、法律家を「知識人移民」に算入するかひつかの判断を留保してあるようである(九六頁)。

- (36) ホルスト・ゴッピング、近藤エイラ及びアメリカにおける研究が進んでる(Horst Göppinger, *Juristen Jüdischer abstammung im "Dritten Reich", Entrechtung und Verfolgung*, 2., völlig neubearbeitete Auflage, Beck, München, 1990,

Brunst C. Stiefel, Frank Mecklenburg, *Deutsche Juristen im amerikanischen Exil (1933-1950)*, Mohr, Tübingen, 1991, Marcus Lutter, Ernst C. Stiefel, Michael H. Hoeflich(hrsg.), *Der Einfluß deutscher Emigranten auf die Rechtsentwicklung in den USA und in Deutschland*, Mohr, Tübingen, 1993)。本稿において意識的に区別して取り扱つてゐる「亡命ドイツ法律家」と「亡命ドイツ法学者」の差異の分析は、これらの文献を踏まえて別稿にて行つた。

- (37) Davie, op.cit., p.287.
- (38) ibid., pp.291.
- (39) ibid., pp.299.
- (40) なお、オブラーは日本において、敬意を持って「オブラー博士」や「ムクター・オブラー」呼ばれることが多いが多かったが（例えば、内藤頼博「ムクター・オブラーを訪ね」）『法曹』第三六九号、一九八一年、一二頁以下等）、ドイツ及びアメリカで博士号を取得することは無かつた。
- (41) オブラー前掲『日本占領と法制改革』八頁。オブラーは「民政ガイ侬アックやハンビック等の他の文書」の作成に携わり、その中には「近できつてあつたドイツの軍事占領に備えて公刊された」を載せてゐる。この点を含め、对外経済局等における「亡命ドイツ法律家」の活動については、別稿において検討する（参照）。(40) 参照。
- (42) Graham H. Stuart, *The Department of State; A History of its Organization, Procedure, and Personnel*, The Macmillan Company, New York, 1949, p.431.
- (43) 天川晃・福永文夫「民政局の組織と機能」（天川・福永編『GHQ民政局資料「占領改革」別巻』丸善、1100二年所収）、九頁。以下、本稿における民政局の組織及び人員の表記は、基本的にこれに従つ。

(44) 和田幹彦「元GHQ民政局次長故C・L・ケーディス氏へのインタビュー」『法学志林』第九四卷第一号、一九七七年、二三七頁（インタビューは一九九三年に行われた）。ケーディスは「私がオブラーという人選をしたのではない」が「大陸法専門家の赴任を要請し、結果としてオブラーを招聘したことになるのが私である」とを「オブラー自身は「くくなむおで知らなかつたかもしけれな」と述べている（一一七頁）。

(45) MEMORANDUM FOR THE CHIEF, PUBLIC ADMINISTRATION DIVISION, SUBJECT : Organization of Public Administration Branch, 26 December 1945 (国立国会図書館憲政資料室所蔵 GHQ/SCAP 文書〔以下 GHQ/SCAP〕 GS(B)01167)。民政局からは既に「一月初旬、民政局が担当する業務の遂行にあたつては、110名の民間人の専門家が新たに必要である旨を記した覚書が副参謀長宛に出されしる（MEMORANDUM FOR THE DEPUTY CHIEF OF STAFF, no title, 1 November 1945 (GHQ/SCAP, AG(B)00439))」。

(46) リの点について、团藤重光教授が以下のように回顧しているのは興味深い。「一九五〇年にアメリカに行ったとき」、フィラデルフィアでオーフィールド(Orfield)教授に会ったのです。そして彼と話をしていたら、かれは日本に来るはずだったのだつてね。日本の刑訴を担当して欲しいという注文を受けて、どうしようかと思ったのだけれども、ちょうどかれはスカンジナビアの出身で、スカンジナビアの法制史か何かの大きな書物を執筆中で、とても時間がないから、残念ながら断わつたといふのです」（「〈座談会〉 刑事訴訟法の制定過程」『ジュリスト』第五五一号、一九七四年、三六頁）。

(47) この点に関連して、同年一月頃にGHQ側で交わされた興味深いやりとりが残されている。すなわち、対敵諜報局長室(Office of the Chief of the Counter Intelligence Officer, OCCIO)から民政局に対する「陪審制度の復活」に関する命令を発するリのに関する質問に対し、民政局側からは一月一日付で、「陪審制度は一九二八年に「大陸法型に倣つた日本の既存の裁判手続」に導入されたが、証拠法の改正や裁判官・弁護士の役割についてのルールについての議論を伴わなかつた」と、また、日本の法律家は「大陸法型の実務に慣れすぎて」いたことが指摘され、従つて「裁判手続の改正を伴わずに、SCAPの指令によって陪審制度を復活させる試みは望ましくない」といふ。また、日本市民の再教育と「ロサハ・ローの概念による弁護士の再訓練」も必要である旨が述べられる(Restoration of Trial by Jury, 1 Nov. 45 (GHQ/SCAP, GS(B)02883)。リの文書は、バイヤード(Dever S. Byard)が作成し、ケーディ

スの承認を経て、初代民政局長クリスト(William E. Crist)から民間諜報局長室に送られたものである)。なお、言うまでも無く、陪審制度の復活の是非は、占領期司法制度改革において最も端的な形で大陸法と英米法の間の「比較法的差異」の認識が示された場であった(詳しくは拙稿「GHQの司法改革構想と国民の司法参加 占領期法継続における陪審制度復活論」『法学政治学論究』第四九号、一〇〇一年を参照されたい)。

(48) オブラー前掲『日本占領と法制改革』一五頁。オブラーは、三月五日付でマッカーサー草案に対する意見を述べるに留まつてゐる(丸山秀雄監修『日本国憲法制定の経緯 連合国総司令部の資料による』第一法規出版、一九八七年、一五八頁以下)。

(49) 天川・福永前掲「民政局の組織と機能」一八頁。なお、この点に関しては、天川晃「三つの目的『偶然』定史研究ノート」(松田保彦他編『国際化時代の行政と法』良書普及会、一九九三年所収)の分析が極めて説得的である。

(50) この経緯に関しては、赤坂幸一「戦後議会制度改革の経緯(一)」『金沢法学』第四七巻第一号、一〇〇四年、二四頁以下に詳しい。

(51) 「細野大審院長の見解」(一九四六・三・二八)(古閥編前掲『GHQ民政局資料「占領改革」第一巻』所収)、八七頁以下。この史料は、利谷信義「戦後改革と国民の司法参加・陪審制・參審制を中心として」(東京大学社会科学研究所戦後改革研究会編『戦後改革四 司法改革』東京大学出版会、一九七五年所収)、一五五頁でもいち早く紹介されている。

(52) オブラー前掲『日本占領と法制改革』、二三三頁。

(53) その役割についての検討は別稿に譲ることとするが、法制改革についての実証的アプローチは、他の領域の占領史研究よりも遅れてゐると言わざるを得ない(前掲拙稿「戦後占領期日本の法制改革研究の現況と課題」、一五六頁)。

(54) Alfred C. Oppler, *The Legal Reform of Japan's Legal and Judicial System under Allied Occupation*, *Washington Law Review*, vol.24, 1949 (A.C.オブラー／和田英夫・中里英夫訳「連合国占領下における日本の法制度および司法制度の改革」『法律時報』第四五卷第四号、一九七三年)。

(55) エーレンツヴァイクについては、⁵⁵あたり、五十嵐前掲「亡命ドイツ法学者のアメリカ法への影響」、一五五

頁以下、及び、同「ドイツにおける比較法の発展」(同『比較法学の歴史と理論』一粒社、一九七七年所収)、八三頁を参照されたい。

- (56) Correspondence from Albert A. Ehrenzweig to Oppler, 20 September 1949 (GER-016-3-11).
- (57) エーレンツヴァイクは一九三一年にオーストリアにおいて裁判官に任命され、その後一九三七年にウィーン大学講師となっている (Stiefel und Mecklenburg, *Deutsche Juristen im amerikanischen Exil*, S.58)。
- (58) オブラー前掲「連合国占領下における日本の法制度および司法制度の改革」、五一頁。
- (59) 「座談会」日本法と英米法の三〇年」『ジユリスト』第六〇〇号、一九七五年、三四頁（三ヶ月章発言）。その過程については、さしあたり、納谷廣美「民事訴訟制度の改革 その軌跡と成果」（高地茂世他『戦後の司法制度改革 その軌跡と成果』成文堂、一〇〇七年所収）を参照。
- (60) オブラー前掲『日本占領と法制改革』一一四頁。
- (61) 前掲座談会「日本法と英米法の三〇年」、三五頁（平野龍一発言）。その過程については、さしあたり、民事訴訟法制定過程研究会「民事訴訟法の制定過程」一～三三】『法学協会雑誌』第九一卷第七号～第九九卷第一一号、一九七四～八二年を参照。
- (62) オブラー前掲『日本占領と法制改革』、一一一頁。
- (63) オブラー前掲「連合国占領下における日本の法制度および司法制度の改革」、五一頁。
- (64) もっともオブラーは、民事訴訟法の改正の背後にあった考慮は「第一に、裁判所の負担軽減であり、第二に、裁判所の父権的干渉主義を弱めることによって、訴訟手続を民主化する」とであったとする（オブラー前掲『日本占領と法制改革』、一一三頁）。
- (65) オブラー前掲「連合国占領下における日本の法制度および司法制度の改革」、六一頁。
- (66) Correspondence from Oppler to Milton D. Green, 7 October 1949(GER-016-3-11).
- (67) この書簡は、オブラー文書の中には見出せない。
- (68) Correspondence from Ehrenzweig to Oppler, 11 October 1949(GER-016-3-11).
- (69) 天川・福永前掲「民政局の組織と機能」、一七頁。オブラー前掲『日本占領と法制改革』、一九一頁以下。なお、

その経緯については、前掲拙稿「憲法秩序の変動と占領管理体制」、五六頁以下を参照されたい。

(70) 五十嵐前掲「ドイツにおける比較法の発展」、八三頁。

(71) ダヴィドについては、René David, *Les avatars d'un comparatiste*, Economica, Paris, 1982 を参照されたい。なお、その一部は邦訳されてる（ルネ・ダヴィド／小島武司・山口龍之訳「ある比較法学者の軌跡 一～六」『比較法雑誌』第二三卷第一号～第二五卷第四号、一九八九～一九九一）。

(72) Correspondence from René David to Oppler, 18 February 1951(GER-016-3-12). 次註で引用するオブラーの返信の本文では、ダヴィドからの書簡は一月一四日付である。なお、当時ダヴィドはリバークのコロンビア大学に所属していた。

(73) Correspondence from Oppler to David, 23 March 1951(GER-016-3-12).

(74) ibid.

(75) *Revue Internationale de Droit Comparé*, Avril-Juin, 1951, pp.362. 署名は「R.D.」みなしてる〔エドト、David, compte-rendu ルート＝ルモー〕。

(76) ibid., p.362.

(77) オブラー前掲「連合国占領下における日本の法制度および司法制度の改革」、四六頁。

(78) 同前。ただし、訳文をかなり変更した。

(79) David, compte-rendu, p.364. オブラー前掲「連合国占領下における日本の法制度および司法制度の改革」、五一頁。

(80) 五十嵐清「法系論における東アジア法の位置づけ」（同前掲「現代比較法学の諸相」所収）、一二四五頁以下。第五版以降は、「哲学的・宗教的制度」に代えて「社会秩序と法についての他の概念」というカテゴリーになつてる。

(81) なお、『現代の大法系』は第七版に拠った（7.ed. Dalloz, Paris, 1978, pp.547）。

(82) 五十嵐清「西欧法学者が見た日本法」「日本人は裁判嫌い」は神話か?」（同前掲「現代比較法学の諸相」所収）、二七五頁。

(83) 野田前掲「日本における外国法の攝取 総論」、一八〇頁以下。野田とダヴィドの間の言説の相互参照のあり方

は、「日本法」の自「己」言及的な「同一性」の語りのあり方として、極めて興味深い（）の点、岩谷前掲「日本法の近代化と比較法」、三二頁以下を参照されたい）。

（84）周知のように、この関心を極めて鋭く表明したのは末弘巣太郎である（近時の業績として、例えば、六本佳平・吉田勇編『末弘巣太郎と日本の法社会学』東京大学出版会、一〇〇七年を参照されたい）。

（85）大木雅夫『日本人の法観念 西洋的法観念との比較』東京大学出版会、一九八三年、一七頁以下。同書が指摘するように、この時期に野田と共にこの問題意識を自覚的に取り扱ったのは川島武宜である（同「現代日本における紛争解決」（A・T・ヴァン・メーレン編／日米法学会誌『日本の法 上』東京大学出版会、一九六五年所収）。この論文は、一九六一年にハーヴィード・ロースクールで行われた日本法に関する会議のために準備されたものである）。

（86）コントラート・ツヴァイゲルト「法園論について」（ディーター・ヘーナリッヒ編／桑田三郎編訳『西ドイツ比較法学の諸問題』中央大学出版部、一九八八年所収）、七八頁〔原著は一九六一年〕。なお、大木雅夫『比較法講義』東京大学出版会、一九九二年、一二三頁も参照されたい。

（87）山中俊夫「オブラー博士とのインタヴュー」『法律時報』第四七卷第四号、一九七五年、一〇一頁。

（88）三井誠「戦後刑事手続の軌跡」（『岩波講座 現代の法五 現代社会と司法システム』岩波書店、一九九七年所収）、八一頁以下。

（89）なお、オブラーは使節団に随行してアメリカに滞在している期間、比較的詳細な日記を残していく（GER-016-3-23）。

（90）オブラー前掲『日本占領と法制改革』、一一一頁以下。

（91）Correspondence from Oppler to Charles L. Kades, 11 July 1950(GER-016-3-11).

（92）オブラー前掲『日本占領と法制改革』、一一一頁。日付の確定は、註（89）のオブラーの日記によった。

（93）Correspondence from Oppler to Kades, 15 January 1951 (GER-016-3-12). なお、書簡には「一九五〇年」とあるが、これは誤記であるべ。

（94）Correspondence from Oppler to Conrad E. Snow, 29 January 1951(GER-016-3-12).

（95）Correspondence from Oppler to Howard L. Davis, 29 November 1951(GER-016-3-12).

(96) 無論、いじで用ひられる「極東法」や「日本法」という概念をどのように語り得るかという問題は、とりわけ「アジア法」の総体的な把握の試みとも密接に関連する。今後に開かれた課題である（一）のテーマにつき、やしあたり、今井弘道他編『変容するアジアの法と哲学』有斐閣、一九九九年、アジア法学会編『アジア法研究の新たな地平』成文堂、二〇〇六年を参照されたい）。

(97) オブラー前掲『日本占領と法制改革』、二四八頁以下。占領終結後のオブラーについては、別稿にて改めて取り上げることとした。なおオブラーは、日本の大学からの名誉博士号授与の期待を抱いていたという（同八頁。内藤前掲「ドクター・オブラーを訪ねて」、六頁以下も参照）。

(98) 田中英夫「〈紹介〉Alfred C. Oppler, Legal reform in occupied Japan: a participant looks back」『法学協会雑誌』第九四巻第二号、一九七七年、二六四頁。田中教授が適切に指摘しているように、オブラーの回顧録はもっぱら記憶に基いて執筆されたものであり、オブラーの旧蔵史料には、占領期のものはほとんど含まれていない。ただし、その執筆にあたっては、回顧録の謝辞に記されているように、法務局の同僚であり、かつ、オーストリア出身の「亡命ドイツ法律家」でもあった、スタンフォード大学のクラート・シュタイナー（Kurt Steiner）と頻繁に書簡のやりとりを行っている（GER-016-6-1）。なお、序論に記されている、回顧録の私家版についての確認が出来なかつた。他日を期したい。

(99) A Service of Thanksgiving for the Life of Alfred C. Oppler, February 19, 1893-April 24, 1982(GER-016-1-5).

※本稿は、平成二〇年度文部科学省科学研究費（若手研究（B））「占領期における戦後法体制の形成過程に関する人的側面からの再検討」の研究成果の一部である。また、本稿で用いた史料の収集は、平成一六年度文部科学省科学研究費（基盤研究（B））「新たな資料を踏まえた占領期統治制度改革に関する包括的研究」により行われた。関係各位に感謝申し上げる。